令和5年分

白色申告者の決算の手引き

(農業所得用)

スマホで収支内訳書が作れます!!

- ✓ 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から
- ✓ スマホで収支内訳書・申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出できます
- ✓ さらに、自動計算だから計算誤りがありません

※パソコンでも収支内訳書や申告書の作成・送信ができます。

作成コーナー



「自宅からの e-Tax」5つのメリット!



- 消費税の申告・納付もお忘れなく。

- 基準期間(令和3年分)の課税売上高が1.000万円を超えている個人事業者の方は消費税 の課税事業者となり、令和5年分の消費税の申告・納付が必要です。
- ◎ 令和5年分の課税売上高が1.000万円を超える個人事業者の方は、令和7年分の消費税の 課税事業者に該当します。
- ※1 基準期間における課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間(その年の前年の 1月1日から6月30日までの期間)における課税売上高が1,000万円を超えた場合は、 その年は課税事業者となります。

なお、特定期間における 1.000 万円の判定は、課税売上高に代えて給与等支払額の合計 額によることもできます。

適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)の登録を受けている場合は、基準期間に おける課税売上高にかかわらず、課税事業者となります。

動画で分かりやすい! -

YouTube の国税庁動画チャンネルに決算のしかたについての説明動画 を掲載していますので、是非ご覧ください。

国税广動画 チャンネルは こちら➡



○ この冊子は、令和5年10月1日現在の法令等に基づいて説明しています。

- この社会あなたの税がいきている -



確定申告は

イナンバーカード×e-Tax

でさらに便利

- スマホやパソコンで
- 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
- マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪
- ◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…

計算で確定申告書を作成!

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了





作成コ-







さらに、マイナンバーカードを利用すると…

マイナポータル連携で自動入





マイナポータル連携に

控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで - 定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。

e-Taxの5つのメリット

令和4年分の確定申告をした方のうち、

3人に2人が

e-Taxで申告しています!



印刷・郵送代 不要

添付書類 提出不要 -部の書類は除きます





確定申告期間 24時間利用可能 ※メンテナンス時間を除きます

早期還付 (3週間程度で還付)



書面提出の場合は 1か月~1か月半程度で還付



、税 国税庁 法人番号7000012050002

裏面もご確認ください

~ 確定申告書等作成コーナーの便利な機能~

スマホ申告をご利用の方は…

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力





源泉徴収票の 記載内容を 自動入力!

e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告は ICカードリーダライタが不要です



マイナポータルアプリを インストールするだけ!

次の2つでe-Tax送信できます







マイナンバーカード

マイナンバーカード
読取対応のスマホ

スマホやパソコンから…

- 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます
- 消費税の申告にも対応しています

「簡易課税制度」又は「2割特例※」を適用される方は、売上(収入)金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた方について、売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です

~困ったときはこちらで解決~

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内!





- ・医療費控除
- ・住宅ローン控除
- ・マイナポータル連携

など

チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答!





税務職員ふたば

確定申告動画



・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

R5.8

記帳から申告までの流れ

記帳

決算



申告書の作成

「帳簿の記帳のしかた (農業所得者用)」を ご覧ください。

この手引きで、農業所得の方を中心に、「収支内訳書」を作成するための決算のしかたを説明します。

「所得税及び復興特別所得税 の確定申告の手引き」をご覧 ください。

税務署に申告書を提出する際は、毎回、

申告書へのマイナンバーの記載 + 本人確認書類の提示又は写しの添付 が必要です。

決算の順序

目 次

ページ ●棚卸表の作成 肥料、農薬などの棚卸し ……………………… 2 2帳簿の内容の確認と 合計額(累計)の計算 ❸決算のための帳簿の 整理 5 10 家事関連費の区分

4減価	 償却費の計算	7
		7
	14 少額な減価償却資産 ····································	
		7
	16 修繕費と資本的支出の区分	7
	17 減価償却費の計算方法	7
	18 減価償却費の計算の特例	0
	 用固定資産の の計算 1	1
⑥ 収支	内訳書の作成	1
7 消費	 税等の経理処理 ···································	1
	19 収入金額及び必要経費の処理	1
	20 消費税等の納付税額及び還付税額の処理1	1
2 ==1		
	産所得に係る 1 通算の特例等 1	2
❷帳簿	·書類の保存1	3
0	主な減価償却資産の耐用年数表	4
0	減価償却資産の償却率等表	9
0	減価償却資産の残存割合表	0
0	生物の成熟の年齢(樹齢)表2	0
0	消費税の軽減税率制度について	1
0	帳簿への記帳や帳簿書類の保存が必要です!2	5
0	青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険について2	7

1 棚卸表の作成

農産物、未収穫農産物、販売用動物、肥料、農薬などは、年末(12月31日)現在で実地に棚卸し を行い、棚卸表を作成します。

棚 卸 表

(令和○年12月31日現在)

類	数量	単 価	金 額	備	考
玄米	600 Kg	60Kg当たり 14,500	145,000		
種もみ	60	12,000	12,000		
幼麦	50 a	10a当たり 12,000	60,000		
······································	 	 	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
	頭				
	5	22,400	112,000		
······································	<u></u>	<u></u>	<u></u>	<u></u>	······
配合肥料	袋 26	2,000	52,000		
配合飼料	袋 30	1,600	48,000		
······································	 ~~~~~~~	 	 	 	<u> </u>
紙袋	枚 200	50	10,000		
	玄米 種もみ 幼麦 幼麦 肉用子豚 配合飼料 配合飼料	玄米 600 Kg 種もみ 60 幼麦 50 a 肉用子豚 5 配合肥料 26 袋 配合飼料 30 袋	玄米 600 Kg 60Kg当たり 14,500 種もみ 60 12,000 幼麦 50 a 10a当たり 12,000 肉用子豚 5 22,400 配合肥料 26 2,000 配合飼料 30 (4) 1,600	玄米 600 Kg 60Kg当たり 14,500 145,000 種もみ 60 12,000 12,000 幼麦 50 a 10a当たり 12,000 60,000 肉用子豚 5 22,400 112,000 配合肥料 26 2,000 52,000 配合飼料 30 4,600 48,000	玄米 600 Kg 60Kg当たり 14,500 145,000 種もみ 60 12,000 12,000 幼麦 50 a 10a当たり 12,000 60,000 肉用子豚 5 22,400 112,000 配合肥料 26 2,000 52,000 配合飼料 30 48,000

- (注) 1 農産物の棚卸高は、収支内訳書の「農産物の棚卸高」の「期末」欄に記載します。
 - 2 1以外の棚卸高は、収支内訳書の「農産物以外の棚卸高」の「期末」欄に記載します。

1 農産物の棚卸し

収穫した農産物の棚卸価額は、農産物の収穫時の価額によって計算します。この農産物の収穫時 の価額とは、収穫した時の生産者販売価格(庭先裸価格)によることになっています。

なお、専ら家事消費などに充てるための作物、野菜類、ぶどう、桃、梨など収穫時から販売消費 されるまでの期間が比較的短い果実については、棚卸しを省略しても差し支えありません。また、 甘しょ、馬れいしょなどの芋類やみかん、りんご、くりなどの果実についても、その数量がわずか なものは棚卸しを省略できることになっています。

2 未収穫農産物の棚卸し

まだ収穫しない麦、野菜などの立毛及び果実などの未収穫農産物の棚卸価額は、原則として、その作物の栽培に投下した種苗費、諸材料費、労務費などの合計額によることとされていますが、種苗費、肥料費及び農薬費に限定して計算しても差し支えないこととされています。

なお、毎年同程度の規模で作付等をする未収穫農産物については、棚卸しを省略しても差し支えないことになっています。

3 家畜及び家きん類の販売用動物の棚卸し

購入又は自家生産した豚、牛、馬、めん羊などの家畜及び家きん類で販売の目的で飼育している ものの棚卸価額は、購入費や種付料に年末までの飼料費、農薬費などの育成費用を加算したものに よることになっています。

なお、採卵用の鶏については、①ひな及び成鶏を「棚卸資産」として、ひなの取得価額とひなから成鶏に至るまでの育成費などを加算する方法と、②ひなについては「棚卸資産」、成鶏については「減価償却資産」とする方法のいずれの方法でも良いことになっており、また、毎年継続して適用する場合には、ひななどの購入費用あるいは育成費用などは、その購入、育成などをした年分の必要経費に算入することもできます。

4 肥料、農薬などの棚卸し

肥料、飼料、農薬、種苗、諸材料などの棚卸価額は、原則としてその年の12月31日に最も近い日に購入した種類、品質など別の価格によって評価します。

なお、この評価方法(最終仕入原価法)以外の評価方法(個別法、先入先出法、総平均法、移動 平均法など)によるときは、評価の方法についてあらかじめ納税地の所轄税務署に届出しなければ なりません。

また、毎年同程度の数量を翌年へ繰り越す場合には、棚卸しを省略しても差し支えありません。

② 帳簿の内容の確認と合計額(累計)の計算

まず、帳簿に記載されている事項と納品書や請求書、領収書などの原始記録とを照合して、記載に 誤りがないかどうかを確かめ、誤りがあるときは訂正します。

次に、各科目ごとに、その年の1月から12月までの年間の合計額(累計)を計算して記載します。

3 決算のための帳簿の整理

既に記帳されている収入や経費の中には、例えば、前受金 (7参照) や前払経費 (9参照) のようにその年分の収入金額や必要経費にならないものがあります。また、まだ記録されていないものであっても、例えば、未収入金 (6参照) や未払経費 (9参照) のようにその年分の収入金額や必要経費になるものがあります。

そこで、このようなものがあるかどうかを調べて、帳簿を正しく整理する必要があります。

5 収入金額

農業所得の収入金額は、米、麦、野菜、花、果実、種苗などの農産物の収穫又は販売、繭、肉畜、牛乳、卵などの販売(家事用、事業用に消費したり贈与したものを含みます。)によるもののほか、次のようなものも農業所得の収入金額に含まれます。そこで、このようなものが記帳されているかどうかを調べて、まだ、記帳されていないものは、その年分の帳簿の「収入」欄に追加記載します。

- ① わら、もみ、牛鶏糞などの副産物の販売収入
- ② 農産物に係る各種共済金、その他の補償金収入
- ③ 販売の目的で飼育している家畜、家きんに対する補償金、損害賠償金
- ④ 農業の全部又は一部の休止に伴い受ける補償金、損害賠償金
- ⑤ 農地等の収用、買収等に伴い受ける立毛補償金

- ⑥ 市町村から交付を受ける経営開始型の農業次世代人材投資資金(旧青年就農給付金)
- (7) 農作業を請負った場合の受託作業料
- ⑧ 農事組合法人から支払いを受ける従事分量配当(事業従事高による配当)
- ⑨ 農業協同組合などから支払いを受ける事業分量配当 (利用高による配当)
- ⑩ 少額な減価償却資産(14 参照)に該当する減価償却資産(取得価額が10万円未満のものでその業務の性質上基本的に重要なものを除きます。)の売却代金
- ① 一括償却資産の必要経費算入の特例(15 参照)の適用を受けた減価償却資産(その業務の性質上基本的に重要なものを除きます。)の売却代金
 - (注)1 消費税等の還付税額が生じた場合、その還付税額は収入金額になります(税込経理方式の場合)(20(1)参照)。
 - 2 農機具や車両などで減価償却をする資産の売却代金は、譲渡所得の収入金額となり、農業所得の収入金額にはなりません。
 - 3 例えば、同じ米でも食用米の販売と飼料用米の販売では消費税率が異なります。記帳に当たっては、適正に区 分経理を行い、計算します。なお、消費税の適用税率や区分経理については、21ページ以降の「消費税の軽減税 率制度について」を参照してください。

6 未収入金など

農産物などを販売し、それをその年中に引き渡したときには、その収入はその年分の収入金額となりますので、年末においてまだ実際に代金を受け取っていない場合でも、全てその年分の収入金額として計算します。

したがって、掛け売りなどをした農産物などの販売金額を入金した際に記帳することとしている場合には、年末にまだ入金していない掛け売りなどの残高を調べ、これを帳簿の「収入」欄に追加記載(収入金額に加算)することになります。

また、掛け売りなどの販売代金を入金の際に記帳している場合で、受け取った代金の中に前年末に「売掛残」などとして収入金額に加算した金額が含まれている場合には、その金額はその年分の収入金額になりませんので、「収入」欄に記載されている金額から除くことになります。

〇年	摘	要	収	入	
月日	刊的	女	販売金額	雑収入等	}
~~ \ ~~		······································	·		······································
	1	12月計	870,000		
		累計	9,020,000	138,000	}
12 3	1 売掛残	農協	360,000		}
	//	末広商店	210,000		}
		年間計	9,590,000	138,000	}
		対象(軽減)	9,590,000	0	}
	うちイ	ンボイス発行事業者	_	_	}
		ボイス発行事業者以外	_	_	\
	うち10%		0	138,000	\
		ンボイス発行事業者	_	_	<u> </u>
	うちイン	ボイス発行事業者以外	_	_	<u> </u>
		うち免税	0	0	<u> </u>
		うち非課税	0	0	}
	,	うち不課税	0	0	}

7 前受金など

農産物などを販売するに当たって受け取った前受金で、年末において、農産物などを現実に相手 方に引き渡していない場合には、それを受け取った年分の収入金額にはならず、農産物などの引渡 しをする年分の収入金額として計算します。

したがって、帳簿の「収入」欄に記載された金額の中に、前受金に相当する金額が含まれている ときは、その金額は収入金額から除くことになります。

○年	摘 要	収	入	
月日)	販売金額	雑収入等	
12 22	現金売上 熱海商店	460,000		
<u> </u>			<u> </u>	~~~
	1			~~~
	12月計	870,000		
	累計	9,020,000	138,000	
<u> </u>	<u></u>	··l······	ll.	~~~
				~~~
12 31	12月22日現金売上分前受金につき除外	△460,000		
	年間計	8,560,000	138,000	
	うち8%対象 (軽減)	8,560,000	0	
	うち10%対象	0	138,000	
	うち免税	0	0	
	うち非課税	0	0	
	うち不課税	0	0	

## 8 家事消費など

農産物などの棚卸資産を家事や事業などのために消費したり、贈与したような場合には、その都度、帳簿の「収入」欄に記載するのが原則ですが、その都度記載することを省略して、年末において、消費等したものの種類別に合計を見積もり、それぞれの合計数量、合計金額を一括記載することができることになっています。

なお、家事消費などの金額は、原則としてその消費などをした時の価額によりますが、その収穫年分の収穫時の価額の平均額又は販売価額(市場などに対する出荷価額をいいます。)の平均額によって計算しても差し支えありません。

また、野菜類、ぶどう、桃、梨などのいわゆる生鮮な農産物は、その合計金額のみを記載することとして差し支えありません。

○年			収	入	経	_} }_	費
月日	摘		摘 要 販売金額 雑収入等		雇人費		そ の 他 の 経 費
	<u></u>	***************************************	<u>.</u>	! 	~~~~~~	$\stackrel{\sim}{\simeq}$ , $\stackrel{\sim}{\simeq}$	<u> </u>
	12月	計	870,000		12,000		353,00
	累	計	9,020,000	138,000	290,000		3,369,00
!~~.!~~ }~~~	<u></u>	······································	<del>'</del>	! 	!	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<del>\</del>
12 31	家事消費(見積	計算別紙)	420,000			<u> </u>	
	事業用消費(見利	責計算別紙)	66,000				66,00
·	<u></u>	······································	·	!~~~~~~ _~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~`` <u>~</u>	<u> </u>
	年間		9,506,000	138,000	290,000	} }	3,435,00
	うち8%対象 (5	.,,	9,506,000	0	0	} }	(
	うちインボイス		_	_	0	} }	(
	うちインボイス発	:行事業者以外	_	_	0	{}	(
	うち10%対象		0	138,000	0	} }	3,335,000
	うちインボイス	<b>、発行事業者</b>	_	_	0	} }	3,300,000
	うちインボイス発		_	_	0	_}	35,00
	うち免	.税	0	0	0		
	うち非語	课税	0	0	0	_} }	
	うち不言				290,000	_( (	

## 9 未払経費、前払経費

経費は、発生の都度記載するのが原則であり、その年中に実際に支払った経費だけでなく、その年中に支払うべき経費で未払となっているもの(未払経費)もその年分の必要経費に算入されます。また、その年中に支払った経費の中に、その年の翌年分以後の期間に対応する部分(前払経費)が含まれている場合には、その部分の金額はその年分の必要経費にならないため、除くことになります。

	年		収	入	÷	 経		P
月		摘    要			雇人費	利 子 割 引 料	_{ } }	その他の経費
! ~~~~	~~~			} ,~~	<u> </u> 	 	~} }~~	<u> </u>
		 12月計	<del></del> }	<del></del>	12,000	7,000	-} }-	353,000
		累計			290,000	84,000	_{ { _	3,369,000
12	31	本年分固定資産税未納分	$\square$ ${}$	<u> </u>			_{ } {	24,000
	//	農具費未払分加算 八千代農具店	}	}			}	70,000
	//	消費税等未払税金加算	{{	. {			_{ { _	220,000
		年間計	{		290,000	84,000	_{ { _	3,683,000
		うち8%対象 (軽減)	{		0	0	_}	0
		うちインボイス発行事業者	}	<u>}</u>	0	0	_} }	0
		うちインボイス発行事業者以外	}	}	0	0	_} }	0
		うち10%対象	}	}	0	0	_} }_	3,339,000
		うちインボイス発行事業者	{	{	0	0	_{ } {	3,300,000
		うちインボイス発行事業者以外	{	<u>     }</u>	0	0	_} }	39,000
		うち免税	}	}	0	0	_} }_	0
		うち非課税	{	{ <u> </u>	0	84,000	_} {	0
		うち不課税	{	<u> </u>	290,000	0	_{ }	344,000
			<u> </u>	. }			_{ }	

## 10 家事関連費の区分

電話・電気・水道などの料金、固定資産税・組合費などの租税公課、損害保険料、ガソリン代な どの家事関連費については、家事上の経費と事業上の経費とに区分し、家事用として使用している 部分は必要経費から除かなければなりません。

したがって、家事用に消費した金額を使用面積、使用時間、使用回数などの適切な基準によって あん分計算をして必要経費から除きます。

(注) 温室や農業用建物を損害保険の対象とした長期の建物更生共済(火災保険)掛金のうち貯蓄部分の金額は必要経費になりません。

_			<b></b> > ?	Š	<b>-</b> ⊱ {	
$\circ$	年		_}	経 経	_} }	費
月	日	摘    要	万十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		} }	その他
	•		_} }		_{ }	の経費
!~~~ ~~~	 ~~~	<b>!</b>	~~′ ′ ~~′ ,	′~- <b>!</b>	~' ' ~	~~~~~~~~ <u>~</u>
		12月計	<u> </u>	12,000	_}	353,000
		累計		290,000	_}	3,369,000
			$\square$	3	<b>-</b> }	
		家事分			_{ } }	
12	31	固定資産税の住宅分除外(100,000円×40%)	_{-{		_{ }	△40,000
	//	家事分 (40000円 2700()	} {		} {	\$
		水道料金の家事分除外(60,000円×70%) 家事分	<b>├</b> }	}	-} }	2342,000
	11	電気料金の家事分除外(140,000円×70%)			} }	△98,000
		家事分			_}	,
	//	燃料費の家事分除外(330,000円×40%)			_} }	△132,000
		年間計		290,000	_{	3,057,000
		うち8%対象 (軽減)		0	_{} {	0
		うちインボイス発行事業者	_} {	0	_} }	0
		うちインボイス発行事業者以外	_} }	0	_{ } }	0
		うち10%対象		0	_{ }	2,997,000
		うちインボイス発行事業者		0	_} }	2,958,000
		うちインボイス発行事業者以外	_} }	0	_}	39,000
		うち免税	L} }	0	_} }	0
		うち非課税		0	_{ }	0
		うち不課税		290,000	_} }	60,000
<del>.</del>	l	<u> </u>	$\langle \cdot \rangle$	) <b>.</b>	_ > >	

## 11 資産を取得するための借入金の利子

農業用の建物などの資産を取得するための借入金の利子も必要経費になります。ただし、その資産を使用するまでの期間に対応する利子については、その資産の取得価額に含めて、その年分の期間に対応する減価償却費を必要経費にしても差し支えありません。

#### 12 果樹、牛馬等の育成費用の区分

農業の用に供する目的で飼育する乳牛、繁殖豚、果樹などについては、種類ごとに、家畜は1頭当たり、果樹は1単位当たり(樹齢別、所在地別等)により成熟の年齢又は樹齢になるまでの間の育成費用を計算します。

この金額は、必要経費から除いて累積し、減価償却費の基礎となる「取得価額」に算入することになります。

(注) 成熟の年齢又は樹齢とは、家畜は通常事業の用に供する年齢、果樹はおおむね果実等の生産について採算が合うようになったと認められる樹齢です。

ただし、この判定が困難な場合は、別途定められた年齢(樹齢)(20ページの生物の成熟の年齢(樹齢)表参照)でよいことになっています。

#### (1) 家畜の育成費用

未成育の牛馬などに要した育成費用については、種付料などの取得費と育成のための飼料費に 限定しても差し支えありません。

#### (2) 果樹の育成費用

未成熟の果樹に要した育成費用については、種苗費などの取得費及び明らかに区分できる苗木の定植に要した労務費のほか、肥料費、農薬費に限定して差し支えありません。

なお、未成熟の果樹から生じた収入金額は、原則として収入金額に計上するのではなく、その 未成熟の果樹の取得価額から差し引くこととなりますが、毎年継続して適用する場合には、差し 引かずに収入金額に計上しても差し支えありません。

## 4 減価償却費の計算

農業用の建物、施設、農機具、車両、備品及び生物などの資産(減価償却資産)を取得するために支払った費用(取得価額)は、その支払った金額がそのまま必要経費になるのではなく、これらの資産の種類、構造、用途などの別に、耐用年数を基として計算したその年分の期間に対応する減価償却費が必要経費になります。

#### 13 減価償却の対象にならない資産

次のような資産は減価償却の対象にはなりません。

- ① 土地、借地権など
- ② 建設中の建物又は育成中の生物(牛、馬、果樹など)、販売の目的で保有する生物や機械など
- ③ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の少額な減価償却資産(14参照)
- ④ 一括償却資産の必要経費算入を選択した一括償却資産 (15 参照) 割賦買入れによる資産は、割賦金を完済するまで所有権が移転しない場合でも、実際に農業に使用していれば、使用開始の時から減価償却ができます。

## 14 少額な減価償却資産

減価償却資産(一定のリース資産を除きます。)で、取得価額が10万円未満のもの(令和4年4月1日以後に取得した減価償却資産で、貸付け(主要な業務として行われるものを除きます。)の用に供したものを除きます。)又は使用可能期間が1年未満のもの(いわゆる少額な減価償却資産)については、減価償却をしないで、使用した時にその取得価額がそのまま必要経費になります。

#### 15 一括償却資産

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産(一定のリース資産、令和4年4月1日以後に取得したもので貸付け(主要な業務として行われるものを除きます。)の用に供したもの及び14の少額な減価償却資産を除きます。)については、減価償却をしないでその使用した年以後3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。

#### 16 修繕費と資本的支出の区分

農業の用に供している建物、施設、機具などの固定資産の修繕、改良などのために支出した金額のうち、①その固定資産の価値を高め、又はその使用期間を延長させることとなる部分に対応する金額は、資本的支出とされ減価償却費の計算を行うことになり、②その固定資産の通常の維持管理のため、又は災害等により被害を受けた固定資産についてその原状を回復するために要したと認められる部分の金額は修繕費となります。

#### 17 減価償却費の計算方法

(1) **計算方法**……減価償却の計算方法には、平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産については定額法や定率法など、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産については旧定額法や旧定率法などがありますが、これらの償却方法のうち、例えば、車両は定額法(旧定額法)、備品は定率法(旧定率法)というように、あらかじめ税務署へ届け出ている方法によって計算します。

なお、償却の方法を届け出ていない場合は、定額法(平成19年3月31日以前に取得したもの

は旧定額法)によって、計算することになります。

また、現に採用している償却の方法を変更しようとする場合には、その変更しようとする年の 3月15日までに、その旨及び変更しようとする理由などを記載した申請書を納税地の所轄税務 署に提出し、その承認を受けなければなりません。

- (注) 1 生物 (牛、馬、果樹など) については、平成 19 年 3 月 31 日までに取得したものは旧定額法に、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得したものは定額法に限られます。
  - 2 建物については、平成 10 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに取得したものは旧定額法に、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得したものは定額法に限られます。
  - 3 平成28年4月1日以後に取得した建物の附属設備及び構築物の減価償却の方法は、定額法に限られます。 定額法、定率法、旧定額法及び旧定率法の算式は、次のとおりです。

## イ 平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産の償却の計算方法

## ① 定額法

償却の基礎になる金額  $\times$  耐用年数に応ずる  $\times$  で額法の償却率  $\times$  で額法の償却率  $\times$  で額法の償却率  $\times$  で額法の償却率  $\times$  で初上します。)  $\times$  12

○ 未償却残高が1円になるまで償却します。

#### ② 定率法

- i 償却の基礎になる金額 (取得_前年末までの減価) × 耐用年数に応ずる になずる = 調整前償却額 定率法の償却率 = 調整前償却額
- ii 取得価額 × 耐用年数に応ずる保証率 = 償却保証額
- ⅲ 「調整前償却額」≧「償却保証額」の場合

その年中に事業に使用していた月数 調整前償却額×(1月未満の端数は1月とします。)=減価償却費

12

「調整前償却額」<「償却保証額」の場合

- 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産と平成24年4月1日以後に取得した減価償却資産では、定率法の償却率等が異なります。
- 「改定取得価額」とは、最初に調整前償却額が償却保証額に満たないこととなる年の1月1日における未償却 残高をいいます。
- 未償却残高が1円になるまで償却します。

## ロ 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産の償却の計算方法

## ① 旧定額法

償却の基礎になる金額 (取得価額から残存価) × 耐用年数に応ずる (取得価額から残存価) × 旧定額法の償却率 × (1月未満の端数は1月とします。) = 減価償却費

- 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額(生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額) に達するまで、上記算式で計算します。
- 残存価額とは、資産が業務の目的に使えなくなった時に残る処分可能価値といえます。この残存価額は法令により定められた残存割合(取得価額に占める残存価額の割合、20ページ参照)により計算します。

## ② 旧定率法

償却の基礎になる金額 その年中に事業に使用していた月数 【取得 _ 前年末までの減価】 × 耐用年数に応ずる × 旧定率法の償却率 × (1月未満の端数は1月とします。) = 減価償却費 12

○ 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額(生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額) に達するまで、上記算式で計算します。

## ③ 減価償却費の累積額が償却可能限度額に達した場合

各年分において前年末までの減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額(生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額)に達した場合には、その達した年分の翌年分以後5年間において、次の算式により計算した金額を減価償却費として償却を行い、未償却残高が1円になるまで償却します。

(取得価額 
$$-$$
 取得価額の  $-$  1円)  $\div$   $5 \times \frac{$  その年中に事業に使用していた月数  $(1月未満の端数は1月とします。) }{12}$  生物については、 その年中に事業に使用していた月数

(残存価額 -1円)÷  $5 \times (1$ 月未満の端数は1月とします。) = 減価償却費

12

となります。

(2) 取得価額……建物、農機具などの取得価額には、購入代金や建築費などのほか、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税などその資産を取得するために支払った費用やその資産を事業に使用するために支払った費用が含まれます。

なお、取得価額や、償却の基礎になる金額の計算に当たっては、次のような点に注意してください。

① 資本的支出がある場合……原則としてその支出した金額を一の減価償却資産の取得価額とします。

なお、平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産に資本的支出を行った場合には、その資本的支出を行った減価償却資産に係る取得価額に資本的支出の金額を加えることができます。また、定率法(旧定率法)を採用している減価償却資産について資本的支出を行った場合には、その支出した年の翌年1月1日において、その資本的支出を行った減価償却資産の期首未償却残高と、その資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の期首未償却残高との合計額を、その取得価額とする一の減価償却資産を新たに取得したものとすることができます(ただし、その資本的支出を行った減価償却資産とその資本的支出により取得したものとされた減価償却資産の償却率が異なる場合を除きます。)。

そのほか、同一年中に複数回行った資本的支出につき定率法(旧定率法)を採用している場合の特例もあります。

- ② 資産を取得するための借入金の利子がある場合……その資産を使用するまでの期間に対応する利子については、取得価額に含めても、そのまま必要経費にしても差し支えありません(11 参照)。
- ③ 代替資産や買換資産などの場合……譲渡所得の計算の特例を受けた場合の代替資産、買換資産などや相続、遺贈又は贈与により取得した資産の取得価額については、従前の資産の取得価額や被相続人などの取得価額を引き継ぐなど特別の計算をする場合があります。

(3) 耐用年数、償却率、改定償却率、保証率……耐用年数や償却率などは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」において定められています。これらについては、14ページ以降の「主な減価償却資産の耐用年数表」と「減価償却資産の償却率等表」を参照してください。

#### 18 減価償却費の計算の特例

(1) 中古資産を取得した場合の耐用年数……法定の耐用年数そのままではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とすることができます。

取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数(その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。)を耐用年数とすることができます。

- ① 法定耐用年数の全部を経過した資産 法定耐用年数 × 0.2 = 耐用年数
- ② 法定耐用年数の一部を経過した資産 法定耐用年数 - (経過年数 × 0.8) = 耐用年数
- (2) 業務の用に供していない資産を業務の用に供した場合(転用した場合)の減価償却費の計算 ……業務の用に供していない減価償却資産を業務の用に供した場合の、その業務の用に供した後におけるその資産の減価償却費の計算に当たっては、業務の用に供しない資産として使用していた期間における「減価の額」の計算を一定の方法で行い、この「減価の額」をその資産の取得価額から控除した金額を、その業務の用に供した日におけるその資産の未償却残高とします。

国税庁ホームページ参照:タックスアンサー「新築家屋等を非業務用から業務用に転用した場合の減価償却」

- (3) 資産を譲渡した場合……年の中途で譲渡した減価償却資産については、その譲渡の時における 償却費の額を譲渡所得の金額の計算上差し引く取得費に含めないで、その年分の必要経費に算入しても差し支えありません。
  - (注) この場合、その年の減価償却費を差し引いた金額が譲渡所得の計算上収入金額から差し引かれることになります。
- (4) **資産の取壊しなどをした場合**……減価償却資産で年の中途で取壊しや除却、滅失したものについても、その年の取壊しなどしたときまでの減価償却費の計算を省略することができます。
  - (注) この場合、その年の減価償却費を差し引かないままの金額が取壊し損などとして必要経費に算入されることになります。

## 5 事業用固定資産の損失の計算

農業用倉庫、ビニールハウス、コンバインなどの農業用の資産(減価償却資産)などを取り壊したり、これらが災害により滅失した場合には、それによって生じた損失額はその年分の必要経費になります。また、その取壊し費用などの付随費用も必要経費になります。

なお、農業用建物等の被災に関して受け取った共済金がある場合には、損失額を計算する際に差し引きますが、農産物に係る共済金については、収入金額に計上することになります(5の②参照)。 必要経費になる金額は、次のような算式で計算します(184)参照)。

建物などの取得価額、 繰延資産の支出額 取壊しなどの日までの建物 などの減価償却費の累積額、 - 廃材の処分 繰延資産の償却費の累積額

+ 取 壊 し 費 用 - 保険金や損害賠償金など + などの付随費用 - で補 てんされる金額 + 必要経費

## 6 収支内訳書の作成

以上のような整理や計算などの諸手続が終わったら、帳簿や棚卸表などに基づいて収支内訳書を作成します。

なお、作成に当たっては、「収支内訳書(農業所得用)の書き方」(国税庁ホームページからダウンロードできます。)を参照してください。

また、スマホやパソコンから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、画面の案内に沿って金額等を入力することで、収支内訳書が自動計算で作成できます。

## ● 消費税等の経理処理

## 19 収入金額及び必要経費の処理

## (1) 税込経理方式

消費税の課税事業者が、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の経理処理を 税込経理方式(消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分しないで経理する方式 をいいます。)によっている場合は、消費税等相当額を含めた金額が収入金額又は必要経費になり ます。

#### (2) 税抜経理方式

税抜経理方式(消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。)によっている場合は、原則として消費税等相当額を除いた金額が収入金額又は必要経費になります。この場合、消費税等相当額は仮受消費税等又は仮払消費税等として記載します。

(注) 棚卸資産の棚卸高の計算(1、2、3及び4参照)や減価償却費の計算(17参照)に当たっても、税込経理方式によっている場合には原則として消費税等相当額を含め、税抜経理方式によっている場合には原則として消費税等相当額を除いて計算します。

なお、消費税の免税事業者については、消費税等相当額を含めた金額が必要経費になります(棚卸資産の棚卸高の計算や減価償却費の計算に当たっても、消費税等相当額を含めて計算します。)。

また、適格請求書等保存方式(インボイス制度)開始後は、適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)以外の者からの仕入れ(経費)についても、消費税等相当額を含めた金額が必要経費になります(棚卸資産の棚卸高の計算や減価償却費の計算に当たっても、消費税等相当額を含めて計算します。)。

#### 20 消費税等の納付税額及び還付税額の処理

## (1) 税込経理方式

消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式によっている場合の消費税等の納付税額は、消費税等の申告時に必要経費(租税公課)とするのが原則ですが、未払金に計上してその年分の必要経費(租税公課)にしても差し支えありません(9の記載例参照)。

また、消費税等の還付税額が生じた場合には、その還付税額は、還付を受ける時の収入金額(雑収入)にするのが原則ですが、未収入金に計上してその年分の収入金額(雑収入)にしても差し支えありません。

#### (2) 税抜経理方式

税抜経理方式による場合には、仮受消費税等の金額から仮払消費税等の金額を控除した金額が納付すべき税額又は還付を受ける税額となるため、原則として、所得税の課税所得金額には影響がありません。

なお、仮受消費税等の金額から仮払消費税等の金額を控除した金額と実際に納付すべき税額又は 還付を受ける税額とに差額が生じた場合には、その差額については、その課税期間(終了時)を含 む年の総収入金額又は必要経費に算入することとなります。

(注) 消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税抜経理方式によっている場合において、課税仕入れに係る消費税額 のうち消費税の税額控除をすることができない金額(控除対象外消費税額)と、その控除対象外消費税額に係る地方消 費税の額に相当する金額との合計額(控除対象外消費税額等)で、資産に係るものがあるときは、税務署にお尋ねくだ さい。

#### ○ 「高額特定資産を取得した場合の特例」について

簡易課税制度の適用を受けない課税事業者が高額特定資産(※)の仕入れ等を行った場合には、当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の翌課税期間から一定の間、事業者免税点制度の適用や簡易課税制度選択届出書の提出が制限される場合があります。

※ 「高額特定資産」とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額の 100/110 (軽減税率対象の場合、100/108) に 相当する金額等が 1,000 万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「消費税法の改正のお知らせ(平成28年4月)(平成28年11月改訂)」をご覧ください。

## ○ 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度の適正化について

事業者が、国内において行う居住用賃貸建物(住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産*1又は調整対象自己建設高額資産*2に該当するもの)に係る課税仕入れ等の税額については、仕入税額控除の対象とはなりません(以下「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」といいます。)。

この制限は、令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等の税額について適用されます。ただし、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき令和2年10月1日以後に行われる居住用賃貸建物の課税仕入れ等については、この制限は適用されません。

- ※1 高額特定資産とは、一の取引単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額の100/110(軽減税率対象の場合、100/108)に 相当する金額等が1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。
- ※2 調整対象自己建設高額資産とは、他の者との契約に基づき、又は事業者の棚卸資産として自ら建設等をした棚卸資産で、その建設等に要した課税仕入れに係る支払対価の額の100/110(軽減税率対象の場合、100/108)に相当する金額等の累計額が1,000万円以上となったものをいいます。

また、この「居住用賃貸建物の取得等に係る仕入税額控除の制限」の適用を受けた「居住用賃貸建物」 について、その後、一定期間内に課税賃貸用(非課税とされる住宅の貸付け以外の貸付けの用)に供し た場合や一定期間内に他の者に譲渡した場合には、仕入控除税額を調整することになります。

詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「消費税法の改正のお知らせ(令和2年4月)」をご覧ください

#### ○ 農林水産業の飲食料品の譲渡を行う部分に係るみなし仕入率について

簡易課税制度における「農業・林業・漁業」のうち「飲食料品の譲渡を行う部分」の事業区分は、第 二種事業(みなし仕入率80%)に該当します。

## 8 不動産所得に係る損益通算の特例等

不動産所得の赤字の金額については、原則として、他の各種所得の黒字の金額から差し引くこと(損益通算)ができますが、不動産所得の赤字の金額がある場合において、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した金額のうちに不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地等を取得するために要した負債の利子の額があるときは、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入した土地等を取得するために要した負債の利子の額と不動産所得の赤字の金額とのうち、いずれか少ない方の金額(同額の場合は、その金額)に相当する金額は生じなかったものとみなされ、損益通算の対象とはなりません。

(注) 不動産所得を生ずべき業務の用に供する土地等をその土地等の上に建築された建物(その附属設備及び構築物を含みます。)とともに取得した場合(これらの資産を一の契約により同一の者から譲り受けた場合に限ります。)において、これらの資産を取得するために要した負債の額がこれらの資産ごとに区分されていないことその他の事情によりこれらの資産の別にその負債の額を区分することが困難であるときは、これらの資産を取得するために要した負債の額がまずその建物の取得の対価の額に充てられ、次にその土地等の取得の対価の額に充てられたものとして、土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する金額を計算することができます。

また、令和3年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上国外不動産所得の損失の金額があるときは、その国外不動産所得の損失の金額に相当する金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかったものとみなされ、損益通算等の対象とはなりません。

## 9 帳簿・書類の保存

決算が終わった帳簿や棚卸表、納品書、請求書、領収書などの書類は、住所地か居所地、事務所・事業 所(これらに準ずるものを含みます。)の所在地に、保存しておかなければなりません。

なお、帳簿・書類の保存期間は下表のとおりとなっています。

また、書類は、収入、経費などの取引の種類別に、かつ、日付順に整理して編てつするように心掛けてください。

## 【帳簿・書類の保存期間】

	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿 (法定帳簿)	7年
	業務に関して作成した上記以外の帳簿 (任意帳簿)	5年
	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	
書類	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、 領収書などの書類	5年

(注) 保存期間は、帳簿についてはその年の翌年 3 月 15 日の翌日から 7 年間(又は 5 年間)、書類についてはその作成又は受領の日の属する年の翌年 3 月 15 日の翌日から 5 年間となります。

消費税の課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。

なお、適格請求書等保存方式の開始後は、保存すべき請求書等が適格請求書(インボイス)となっています。

詳しくは、21ページ以降「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式について」を参照してください。

## 記帳のしかたが分からない方へ

税務署では、新しく事業を始められた方や記帳のしかたが分からないといった方で、記帳方法の指導を希望される方に対して、会計ソフトを利用した記帳指導などを無料で行っています。 記帳指導を希望される方には、記帳指導を実施する指導機関をご案内いたします。 記帳指導の希望や詳しい内容は、最寄りの税務署にお尋ねください。

## - 電子帳簿等保存制度について ―

電子帳簿等保存制度は、税法上保存等が必要な帳簿や書類を、電子データで保存することに関する制度です。

○ 電子帳簿等保存

ご自身で最初から一貫してパソコン等で作成している帳簿(仕訳帳等)及び国税関係書類(決算関係書類等)については、一定の要件の下で、電子データによる保存等を行うことができます。

○ スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類(取引先から受領した紙の領収書・請求書等)は、その書類自体 を保存する代わりに、スマホやスキャナで読み取った電子データを保存することができます。

〇 電子取引

所得税及び法人税に係る保存義務者は、請求書・領収書などを電子データでやりとりした場合、一定の要件の下で、その電子データを保存することが必要です。

## ★ 「優良な電子帳簿」の導入もご検討ください

一定の帳簿について「優良な電子帳簿」の要件を満たして保存している場合には、後からその電子帳簿に関連する過少申告が判明しても過少申告加算税が5%軽減されます (あらかじめ届出書の提出が必要です。)。



電子帳簿等保存 制度特設サイト

## ◎ 主な減価償却資産の耐用年数表

## 建物

構造・用途	細   目	耐用 年数	構造・用途	細 目	耐用 年数
1.74 A.P.	<b>本物工</b> 田の1の	年	人目外のよ	<b>本物</b> プⅡの↓の	年
木造・合成樹脂造のも	事務所用のもの	24	金属造のもの		
Ø	店舗用・住宅用のもの	22		骨格材の肉厚が、	
	車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用 のもの	17		① 4mm を超えるもの	38
		11		② 3mm を超え、4mm 以下のもの	30
	工場用(作業場を含む。)・倉庫用のもの(一般用)	15		③ 3mm 以下のもの	22
十四マル	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			店舗用・住宅用のもの	
木骨モルタル造の	事務所用のもの	22		骨格材の肉厚が、	
もの	店舗用・住宅用のもの	20		① 4mm を超えるもの	34
	車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用 のもの	15		<ul><li>② 3 mm を超え、4 mm 以下のもの</li></ul>	27
		10		③ 3 mm 以下のもの	19
	工場用(作業場を含む。)・倉庫用のもの(一般用)	14		車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用 のもの	
鉄骨鉄筋	事務所用のもの	50			
コンクリート告・	住宅用のもの	47		骨格材の肉厚が、	
鉄筋コン	店舗用のもの	39		① 4mm を超えるもの	31
クリート	車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用			<ul><li>② 3 mm を超え、4 mm 以下のもの</li></ul>	25
造のもの	のもの	38		③ 3 mm 以下のもの	19
	工場用(作業場を含む。)・倉庫用のも の(一般用)	38		工場用(作業場を含む。)・倉庫用のも の(一般用)	
れんが	事務所用のもの	41		骨格材の肉厚が、	
造 · 石	店舗用・住宅用のもの	38		① 4mm を超えるもの	31
造・ブロ ック造の	車庫用・格納庫用・荷扱所用・と畜場用			② 3mm を超え、4mm 以下のもの	24
もの	のもの	34		③ 3 mm 以下のもの	17
	工場用(作業場を含む。)・倉庫用のもの(一般用)	34	簡易建物	木製主要柱が10cm角以下のもので、土居 ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又は トタンぶきのもの	10
				掘立造のもの及び仮設のもの	7

## 建物附属設備

構造・用途	細	目	耐用 年数	構造・用途	細	目	耐用 年数
電 気 設 備 (照明設備 を含む。)			年 6 15	アーケード・ 日よけ設備	主として金属製のもの その他のもの		年 15 8
給排水・衛 生設備、ガ ス設備			15	店用簡易装 備			3

構造・用途	細	目	耐用 年数	構造・用途	細	目	耐用 年数
冷房・暖房 ・通風・ボ イラー設備	冷暖房設備(冷凍機の ト以下のもの) その他のもの	出力が22キロワッ	年 13 15	可動間仕切り	簡易なもの その他のもの		年 3 15
消火・排煙 ・災害報知 設備、格納 式避難設備			8	前掲のもの 以外のもの 、前掲の区 分によらな いもの			18 10

## 構 築 物

構造•用途	細	目	耐用 年数	構造・用途	細	目	耐用 年数
農林業用のもの	無主としてコンクリートに 造又はブロック造のもの 果樹棚又はホップ棚 その他のもの 【例示】頭首工、え 水路、かんがい料だめ 床わく、サイロ、あ 主として金属造のもの 【例示】斜降索道設 かん水用又は散水用 主として木造のもの 【例示】果樹棚又は 索道設備、稲架、牧	造、れんが造、石の ん堤、ひ門、用 )で、農用井戸、 )、たい肥盤、温 がばなど ・でなど ・でなど ・でなど ・ボップ棚、斜降		構 鉄ン造ン造前を コトクロものく れも	塔、やぐら、上水道、 ム サイロ 下水道、煙突、焼却が 飼育場、へい やぐら、用水池 サイロ 上水道、水そう 下水道、飼育場、へい	水そう、用水用ダ	,,
	くを含む。)など 士管を主としたもの 【例示】暗きょ、農 い用配管など その他のもの 【例示】薬剤散布用 塩化ビニール配管な	又はかんがい用	8	のものを除 く。)	上水道、用水池 下水道、へい 上水道、用水池 下水道		50 35 30 15 20

構造・用途	細	目	耐用 年数	構造・用途	細	目	耐用 年数
金属造のも の(前掲の ものを除 く。)	サイロ 送配管 鋳鉄製のもの			合成樹脂造 のもの(前 掲のものを 除く。)			年 10
	鋼鉄製のもの 水そう、油そう 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの		15 25 15	木造のもの (前掲のも のを除く。)	トンネル、水そう、引 飼育場	湯管、へい	10 7
	飼育場 煙突、焼却炉、へい、街路灯	Г	15 10	前掲以外のもの	主として木造のものその他のもの		15 50

## 車両・運搬具

構造•用途	細	目	耐用 年数	構造・用途	細	目	耐用 年数
一般用のもの	自動車(2輪・3輪自 小型車(総排気量か のもの)		年 4	一般用のもの	2輪・3輪自動車 自転車 その他のもの		年 3 2
	貨物自動車				自走能力を有するもの	の	7
	ダンプ式のもの		4		その他のもの		4
	その他のもの		5				
	その他のもの		6				

## 工具

構造・用途	細	目	耐用 年数	構造・用途	細	目	耐用 年数
測定工具、検査工具・(電気・電気・ででです。)			5	切削工具 前掲の区分 によらない もの	白金ノズル その他の主として金属 その他のもの	属製のもの	年 2 13 8 4
治具、取付 工具			3				

## 器 具 • 備 品

構造・用途	細   目	耐用 年数	構造・用途	細 目	耐用 年数
家具、電気 機器、ガス	事務机、事務いす、キャビネット	年	時計、試験 機器、測定	時計度量衡器	年 10
機器、家庭	主として金属製のもの	15	機器		5
用品	その他のもの	8	** ++	試験、測定機器	5
	応接セット	8	看板、広告 器具	看板、ネオンサイン、気球 マネキン人形、模型	3
	陳列だな、陳列ケース			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	2
	冷凍機付・冷蔵機付のもの	6		その他のもの	10
	その他のもの	8		主として金属製のもの	10
	その他の家具			その他のもの	5
	主として金属製のもの	15	容器、金庫		
	その他のもの	8		溶接製のもの	6
	冷房用・暖房用機器	6		鍛造製のもの	
	電気冷蔵庫、電気洗濯機	6		塩素用のもの	8
	室内装飾品			その他のもの	10
	主として金属製のもの	15		ドラムかん、コンテナーその他の容器	
	その他のもの	8		大型コンテナー (長さが6m以上のものに限る。)	7
	その他のもの				
	主として金属製のもの	15		その他のもの	
	その他のもの	8		金属製のもの	3
事務機	電子計算機			その他のもの	2
器、通信 機器	パーソナルコンピュータ(サーバー用			金庫	
,,,,,,,	のものを除く。)	4		手さげ金庫	5
	その他のもの	5		その他のもの	20
	複写機、計算機(電子計算機を除く。)、		前掲のもの以外の	シート、ロープ	2
	金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	5	もの	自動販売機(手動のものを含む。)	5
	その他の事務機器	5		焼却炉	5
	テレタイプライター、ファクシミリ	5		その他のもの	
	インターホーン	6		主として金属製のもの	10
	電話設備その他の通信機器			その他のもの	5
	デジタル構内交換設備、デジタルボタ				
	ン電話設備	6			
	その他のもの	10			

## 機械・装置

設備の種類	細	目	耐用 年数	設備の種類	細	目	耐用 年数
農業用設備			年 7	林業用設備			年 5

## 生 物

44. VI	Arm E	耐用	rr.		Ver*	Am		耐用
種類	細 目	年数	種		類	細	目	年数
牛	繁殖用(家畜改良増殖法に基づく種付 証明書、授精証明書、体内受精卵移植	年	び	わ	樹			年 30
	証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。)		<	り	樹			25
	役肉用牛 乳用牛	6	梅		樹			25
	種付用(家畜改良増殖法に基づく種畜	4	柿		樹			36
	証明書の交付を受けた種おす牛に限る。)	4	あん	しず	樹			25
	その他用	6	すり	5 t	樹			16
馬	繁殖用(家畜改良増殖法に基づく種付 証明書又は授精証明書のあるものに		いち	じく	〈樹			11
	限る。) 種付用(家畜改良増殖法に基づく種畜	6	キウ ーツ		フル			22
	証明書の交付を受けた種おす馬に限る。)	6	ブル 樹	<u></u> ~`	リー			25
	競走用	4	パイ	ナッ	プル			3
	その他用	8	茶		樹			34
豚		3	オリ		ブ樹			25
綿羊及び やぎ	種付用	4	つり	<b>ずき</b>	樹			25
	その他用	6	桑		樹	立て通し		18
ふきの特	温州みかん	28				根刈り、中刈り、高刈り		9
かんさう使	その他	30						
	C 47 IE	50	こり	やか	゚゚゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚゙゙゙゙゠゙゚ゔ゙゚			10
りんご樹	わい化りんご	20	み~	つま	た			5
	その他	29	IJ	う	ぞ			9
ぶどう樹	温室ぶどう	12	£ :	う宗	竹			20
	その他	15	アス	パラ	ガス			11
梨 樹		26	ラ	111	_			8
桃 樹		15	まま	おら	ん			10
桜桃樹		21	ホ	ツ	プ			9
<u> </u>			Ц					

この表にないものは、国税庁ホームページ「タックスアンサー『減価償却のあらまし』」をご覧ください。

## ◎ 減価償却資産の償却率等表

1 旧定額法、定額法の償却率表 2 旧定率法、定率法の償却率等表

		は大い順列学衣		口ル学法、ル学法の資本学表						
耐用年数	平成19年 3月31日 以前取得	平成19年 4月1日 以後取得	耐用年数	平成19年 3月31日 以前取得	平成19年 3月31日 以前取得 平成24年3月31日までに取得			平成2	4年4月1日以	<b>人後取得</b>
一级	旧定額法 償却率	定額法 償却率	T #X	旧定率法 償却率	償却率	250%定率法改定償却率	保証率	償却率	200%定率法 改定償却率	保証率
2	0.500	0.500	2	0.684	1.000	以足頂却平		1.000	以足頂和平	
	0.333	0.334	3			1.000	0.00700		1.000	0.11000
3		0.334		0.536	0.833	1.000	0.02789	0.667	1.000	0.11089
4	0.250		4	0.438	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499
5	0.200	0.200	5	0.369	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800
6	0.166	0.167	6	0.319	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911
7	0.142	0.143	7	0.280	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680
8	0.125	0.125	8	0.250	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909
9	0.111	0.112	9	0.226	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126
10	0.100	0.100	10	0.206	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552
11	0.090	0.091	11	0.189	0.227	0.250	0.04123	0.182	0.200	0.05992
12	0.083	0.084	12	0.175	0.208	0.250	0.03870	0.167	0.200	0.05566
13	0.076	0.077	13	0.162	0.192	0.200	0.03633	0.154	0.167	0.05180
14	0.071	0.072	14	0.152	0.179	0.200	0.03389	0.143	0.167	0.04854
15	0.066	0.067	15	0.142	0.167	0.200	0.03217	0.133	0.143	0.04565
16	0.062	0.063	16	0.134	0.156	0.167	0.03063	0.125	0.143	0.04294
17	0.058	0.059	17	0.127	0.147	0.167	0.02905	0.118	0.125	0.04038
18	0.055	0.056	18	0.120	0.139	0.143	0.02757	0.111	0.112	0.03884
19	0.052	0.053	19	0.114	0.132	0.143	0.02616	0.105	0.112	0.03693
20	0.050	0.050	20	0.109	0.125	0.143	0.02517	0.100	0.112	0.03486
21	0.048	0.048	21	0.104	0.119	0.125	0.02408	0.095	0.100	0.03335
22	0.046	0.046	22	0.099	0.114	0.125	0.02296	0.091	0.100	0.03182
23	0.044	0.044	23	0.095	0.109	0.112	0.02226	0.087	0.091	0.03052
24	0.042	0.042	24	0.092	0.104	0.112	0.02157	0.083	0.084	0.02969
25	0.040	0.040	25	0.088	0.100	0.112	0.02058	0.080	0.084	0.02841
26	0.039	0.039	26	0.085	0.096	0.100	0.01989	0.077	0.084	0.02716
27	0.037	0.038	27	0.082	0.093	0.100	0.01902	0.074	0.077	0.02624
28	0.036	0.036	28	0.079	0.089	0.091	0.01866	0.071	0.072	0.02568
29	0.035	0.035	29	0.076	0.086	0.091	0.01803	0.069	0.072	0.02463
30	0.034	0.034	30	0.074	0.083	0.084	0.01766	0.067	0.072	0.02366
31	0.033	0.033	31	0.072	0.081	0.084	0.01688	0.065	0.067	0.02286
32	0.032	0.032	32	0.069	0.078	0.084	0.01655	0.063	0.067	0.02216
33	0.031	0.031	33	0.067	0.076	0.077	0.01585	0.061	0.063	0.02161
34	0.030	0.030	34	0.066	0.074	0.077	0.01532	0.059	0.063	0.02097
35	0.029	0.029	35	0.064	0.071	0.072	0.01532	0.057	0.059	0.02051
36	0.028	0.028	36	0.062	0.069	0.072	0.01494	0.056	0.059	0.01974
37	0.027	0.028	37	0.060	0.068	0.072	0.01425	0.054	0.056	0.01950
38	0.027	0.027	38	0.059	0.066	0.067	0.01393	0.053	0.056	0.01882
39	0.026	0.026	39	0.057	0.064	0.067	0.01370	0.051	0.053	0.01860
40	0.025	0.025	40	0.056	0.063	0.067	0.01317	0.050	0.053	0.01791
41	0.025	0.025	41	0.055	0.061	0.063	0.01306	0.049	0.050	0.01741
42	0.023	0.023	42	0.053	0.060	0.063	0.01261	0.048	0.050	0.01741
43	0.024	0.024	43	0.053	0.058	0.059	0.01201	0.047	0.030	0.01664
44	0.024	0.024	44	0.052	0.057	0.059	0.01240	0.047	0.046	0.01664
45	0.023	0.023	45	0.051	0.056	0.059	0.01210	0.043	0.046	0.01634
46	0.023	0.023	46	0.030	0.054	0.056	0.01175	0.044	0.044	0.01601
47	0.022	0.022	47	0.049	0.054	0.056	0.01173	0.043	0.044	0.01601
48	0.022	0.022	48	0.048	0.053	0.056	0.01133	0.043	0.044	0.01552
1	0.021	0.021	48	0.047	0.052	0.053	0.01126	0.042	0.044	
49						1			I I	0.01475
50	0.020	0.020	50	0.045	0.050	0.053	0.01072	0.040	0.042	0.01440

この表にないものは、国税庁ホームページ「タックスアンサー『減価償却のあらまし』」をご覧ください。

## ◎ 減価償却資産の残存割合表

(平成19年4月1日以後に取得した資産には適用しません。)

種	類		細	目	残存割合
建物、農機具、 減価償却資産	車両など有形				% 10
生	物	種それ	<ul><li>随用の乳用牛、種付付用の乳用牛</li><li>の他用のもの</li><li>一の他用のもの</li><li>「競走用のもの」</li><li>「付用のもの」</li></ul>		20 10 50 20 10
			の他用のもの		30 30
		綿羊、や	ぎ		5
		果樹その	他の植物		5
			て、取得価額×残存割合の金 とします。	額が10万円	

## ◎ 生物の成熟の年齢(樹齢)表

種 類	細目	成熟の年齢 又は樹齢	種類	細目	成熟の年齢 又 は 樹 齢
牛		満2歳	びわ樹		満8年
馬	農業 使役 用 繁殖 相 付 競 走 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用 用	満2歳 満3歳 満4歳 満2歳 満2歳	く 梅柿 あすい が も じ が も じ が も じ が も じ が も じ る り で り る り で り る り る り る り る り る り る り		満 7 年 満 7 年 満 7 年 満 5 年 満 8 年
豚	種     付     用       繁     殖     用	満 2 歳 満 1 歳	オリーブ樹	Im also I also	満8年
綿羊		満2歳	桑 樹	根刈り、中刈り、 高刈り 立て通し	満3年 満7年
かんきつ樹 りんごう 樹 裂 桃 椒 樹 樹 棚 樹		満15年 満10年 満6年 満8年 満5年 満8年	こりやなぎ たぞう ラップ・ファイン カー・ファイン カー・ファイン カー・ファイン アーカー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー		満3年 満3年 満3年 満3年

## ◎ 消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式について

## 1 消費税等の税率

軽減税率8%(消費税率6.24%,地方消費税率1.76%)標準税率10%(消費税率7.8%,地方消費税率2.2%) ※ 地方消費税率は、消費税の22/78です。

## 2 軽減税率(8%)の対象

軽減税率の対象は、次の①及び②の譲渡です。

- ① 飲食料品(酒類及び外食を除きます。)
- ② 週2回以上発行される新聞で定期購読契約により販売するもの
- ※ 飲食料品は、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、例えば、飼料用として販売 されるものは該当しません。

## 3 区分経理

軽減税率の対象となる売上げや仕入れ(経費)がある課税事業者の方は、日々の経理において売上げや仕入れ(経費)について、税率(軽減税率(8%)・標準税率(10%))ごとに分けて、記帳するなどの経理(区分経理)を行う必要があります。

なお、適格請求書等保存方式(インボイス制度)開始後は、適格請求書発行事業者(インボイス 発行事業者)からの仕入れ(経費)とインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ(経費)を区分 して記帳する必要があります。

## 4 区分記載請求書等保存方式(~令和5年9月30日)

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記 載請求書等の保存が必要です。

## 5 適格請求書等保存方式 (インボイス制度) (令和5年10月1日~)

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されています。インボイス制度の下では、仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として、「帳簿」及び税務署長から登録を受けた「適格請求書発行事業者」(「インボイス発行事業者」)が交付する「適格請求書」(「インボイス」)等の保存が必要です。

したがって、インボイスの交付を受けることができないインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ(経費)については、原則として、仕入税額控除の適用を受けることができません。

なお、インボイス発行事業者の登録を受けるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」の提出が必要であり、インボイス発行事業者の登録を受けると、基準期間における課税売上高が1,000万円以下となった場合であっても消費税等の申告が必要となります。

※ インボイス発行事業者以外の者からの課税仕入れについても、制度開始から3年間は仕入税額相当額の80%、その後の3年間は仕入税額相当額の50%相当額を課税仕入れに係る消費税額とみなして仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられています。

なお、この経過措置の適用を受けるためには、区分記載請求書と同様の事項が記載された書類等の保存のほか、通常の記載事項の「取引内容」を記載する際に、例えば、「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要となります。

おって、税抜経理方式によっている場合には、この経過措置の適用を受ける課税仕入れについては、制度開始から3年間は仕入税額相当額の20%、その後の3年間は仕入税額相当額の50%相当額を取引対価の額に含めて所得金額の計算を行う必要があります。

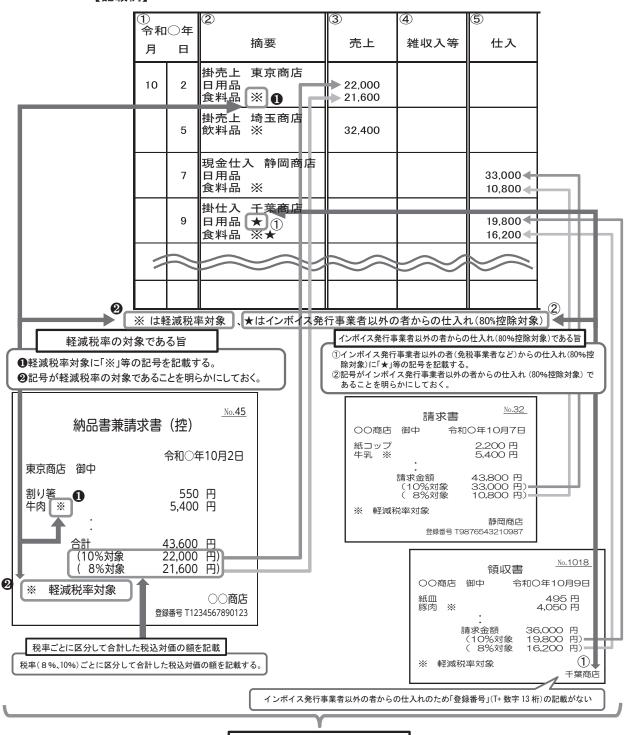
## 6 区分経理の方法等について

上記3のとおり、軽減税率の対象となる売上げや仕入れ(経費)がある場合は、**税率ごとに区分して記帳するなどの経理(区分経理)を行う必要があります**。具体的には、次の記載例のとおり、その「摘要」欄等に「※」などの記号を記載するとともに、帳簿の欄外等には「※は軽減税率対象」と記載するなどの方法があります。

なお、帳簿へは各取引に係る請求書等において税率ごとに区分されている合計額(税込み)を転記します。

また、インボイス制度開始後は、仕入れ(経費)について、インボイス発行事業者からの仕入れ(経費)とインボイス発行事業者以外の者からの仕入れ(経費)を区分して記帳する必要があります。

#### 【記載例】



適格請求書等

- (注)1 インボイスには、区分記載請求書等の記載事項に加え、登録番号や適用税率、税率ごとに区分した消費税額等の記載 が必要となります。
  - 2 区分記載請求書等保存方式の下では、「軽減税率の対象である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない請求書等を受け取った場合、受け取った事業者は、事実に基づいてこれらの事項を自ら追記することができます。ただし、インボイス制度開始後においては、受領したインボイスに、これらの記載がない場合であっても、受け取った事業者が追記することはできず、修正したインボイスを受領する必要があります。
  - 3 インボイス制度開始後は、原則として、インボイスの保存がなければ仕入税額控除の適用を受けることはできません。 なお、制度開始から3年間は仕入税額相当額の80%、その後の3年間は仕入税額相当額の50%相当額を課税仕入れ に係る消費税額とみなして仕入税額控除の適用を受けることができる経過措置が設けられています。この経過措置の適 用を受けるためには、区分記載請求書と同様の事項が記載された書類等の保存のほか、通常の記載事項の「取引内容」 を記載する際に、例えば、「80%控除対象」など、経過措置の適用を受ける課税仕入れである旨の記載が必要となります。

## 7 消費税等の申告

課税事業者の方は、消費税等の申告を行うに当たり、税率ごとに区分した「課税取引金額計算表」等を作成します。「課税取引金額計算表」等は、区分経理された「帳簿」等から作成することとなります。

なお、「収支内訳書」では、売上(収入)金額や経費が税率ごとに区分されていないため、「課税取引金額計算表」(24ページ参照)等が作成できませんので、注意が必要です。

また、スマホやパソコンから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して 申告書を作成する場合、事前に「課税取引金額計算表」(簡易課税制度の適用がある方は「課税取 引金額計算表」の売上(収入)部分)を記載して準備しておくと、入力がスムーズです。

消費税等の経理処理等については11ページ以降にも記載しています。

## 適格請求書等保存方式(インボイス制度)に関するお問合せ先

○ 税務相談チャットボット (インボイス制度)

ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、 AI (人工知能)を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。 上記「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。





- インボイスコールセンター (インボイス制度電話相談センター)専用ダイヤル 0120-205-553 (無料) 【受付時間】9:00 ~ 17:00 (土日祝除く。)インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。
- ※ 個別相談(関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談)を希望される方は、 所轄の税務署への電話(<u>音声ガイダンスに沿って「2」を押してください。</u>)により、面接 日時等をご予約いただくようお願いします。

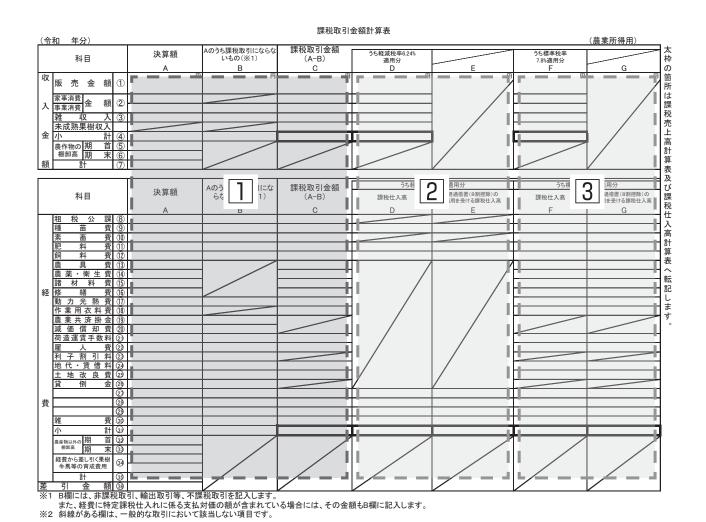
## 消費税の申告に当たって

消費税の申告書の作成に当たり、<u>税率ごとに区分して記帳した帳簿等</u>から「課税取引金額計算表」 を作成します。

※ 「課税取引金額計算表」の様式は、国税庁ホームページから入手することができます。

帳簿等から、次のとおり科目ごとの金額を「課税取引金額計算表」に記載します。

- ・门に帳簿等から決算額、課税取引金額等の年間の合計金額を記載します。
- ・8%(軽減税率)と10%(標準税率)に各金額を区分し、8%分については②に、10%分については③に、それぞれ科目でとに金額を記載します。
- ・インボイス制度開始後の仕入れ(経費)については、8%(軽減税率)と10%(標準税率) の各金額をインボイス発行事業者からの仕入れ(経費)とインボイス発行事業者以外の者から の仕入れ(経費)に区分して、それぞれ科目ごとに金額を記載します。
- ・作成した課税取引金額計算表を基にして、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」 をご利用いただくと消費税の確定申告書が自動計算で作成できます。



## 事業所得や不動産所得等のある方は

## 帳簿への記帳や帳簿書類の保存

が必要です!

個人で事業や不動産貸付け等を行う全ての方(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も含みます。)は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。

また、請求書や領収書などに相当する電子データをやりとりした場合は、原則、その電子 データを一定の要件に従って保存する必要があります。

## 記帳・帳簿等保存制度

記帳の際は、会計ソフト を利用すると便利です!

## > 記帳する内容

収入金額や必要経費に関する事項について、取引の年月日、相手方の名称、金額や 日々の売上げ・仕入れの合計金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

なお、消費税の課税事業者となる方は、軽減税率の対象となる売上げ・仕入れがある場合、税率ごとに区分して帳簿に記載する必要があります。

## > 帳簿・書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、 請求書、領収書などの書類を下表のとおり保存する必要があります。

## 【青色申告の場合】

	保存が必要なもの						
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、	現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など	7年				
	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など	7年				
書類	現金預金取引等関係書類	領収証、小切手控、預金通帳、借用証など	7年 (※)				
	その他の書類	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類(請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など)	5年				

[※] 前々年分の事業所得及び不動産所得の金額が300万円以下の方は5年

## 【白色申告の場合】

	保存が必要なもの					
帳簿	収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿)	7年				
収等	業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿)	5年				
<del>==*</del> **	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年				
書類	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類					

▶ 令和4年以降、前々年分の業務に係る雑所得の収入金額が300万円超の方は、その業務に係る現金預金取引等 関係書類を5年間保存する必要があります。

なお、適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)として交付した適格請求書の写しや電磁的記録については、7年間保存する必要があります。

#### 曹 色 囯 制 度

単級に 詳しくは「はじめてみませんか? 青色申告」をご覧ください。



## > 青色申告とは

「青色申告」は、日々の取引を所定の帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて正しい申 告をすることで、税金の面で様々な特典を受けることができる制度です。

900

※ 青色申告をするには、「所得税の青色申告承認申請書」に必要な事項を記載して、所轄税務署に 提出する必要があります。

## 青色申告の主な特典

## 青色申告特別控除

事業所得や不動産所得を牛ずべき事業を営んでいる青色申告をされている方に ついては、所得金額から一定の金額(最高 65 万円、55 万円又は 10 万円)を控 除することができます。

※ 65万円の控除の適用を受けるためには、55万円の控除の要件に加え、e-Taxによる申告(電 子申告)又は優良な電子帳簿保存を行うことが必要です。

## 青色事業専従者給与の必要経費算入

事業主と生計を一にしている配偶者や 15 歳以上の親族で、その事業に専ら従事 している人に支払う給与については、届出書に記載した範囲内で支給した給与の 額のうち、仕事の内容や従事の程度等に照らして相当な金額として認められるも のを必要経費に算入することができます。

※ この特典を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」に必要な事項を記載し て、所轄税務署に提出する必要があります。

## 純損失の繰越しと繰戻し

事業から生じた純損失の金額を、翌年以後3年間にわたって、順次各年分の所 得金額から差し引くことができます【純損失の繰越し】。

また、前年も青色申告をされている場合は、純損失の繰越しに代えて、その損 失額を前年分の所得金額に繰り戻して控除し、前年分の所得税の還付を受けるこ ともできます【純損失の繰戻し】。

※ 特定非常災害により損失が生じた場合は、一定の純損失の金額の繰越期間が5年になります。

#### 各 室 種 7" 内

国税庁ホームページ内の 各種サイト等もご覧ください!

#### 電子帳簿保存法

税法上、保存が必要な帳簿書類を、紙ではなく、 電子データで保存することに関する制度です。

詳しくは、

「電子帳簿等保存制度特設サイト」 をご覧ください。



#### 自宅からスマホやパソコンで e-Tax!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナ ー」から、申告書や青色申告決算書・収支内訳書の 作成・送信ができます。 回線回

詳しくは、「確定申告書等作成コーナー」 をご覧ください。

## 帳簿の提出がない場合等の加算税の加重措置

帳簿の保存義務がある方が、売上げに関する帳簿 を作成・保存していない場合などに、加算税が重く なる制度です。

詳しくは、「加重措置に関するQ&A」 をご覧ください。

## 記帳のしかたが分からない方へ

税務署では、記帳に関する指導を希望される方な どに対して、記帳指導などを行っているほか、

YouTube の国税庁動画チャンネルにお いても、記帳の方法の説明を掲載して おりますので、ぜひご活用ください。





令和5年10月

## ◎ 青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険について

収入保険は、全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の 経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。



#### (1) 対象者

青色申告を行っている農業者(個人・法人)です。

※ 保険期間の前年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)実績があれば加入できます。

#### (2) 対象収入

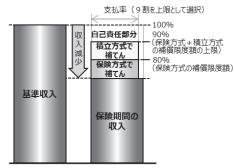
農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体です。

- ※ 簡易な加工品(精米、もち等)は含まれます。
- ※ 一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

#### (3) 補てんの仕組み

保険期間の収入が基準収入の9割(5年の青色申告実績がある場合 の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)を上限として補てんします。

#### <収入保険の補てん方式>



過去5年間の平均収入(5中5)を基本 規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定

(注)5年の青色申告実績がある者の場合

#### (4)納めていただく掛金

例えば、基準収入1,000万円で最大補償(保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)の場合、掛捨ての保険料は8.5万円、掛捨てでない積立金は22.5万円、付加保険料(事務費)は2.2万円です。

- ★ 令和6年1月から、保険方式のみで最大補償である9割の補償限度を選択できる「保険方式補償充実タイプ」が創設 されます。
  - ※ 保険料には50%、積立金には75%、付加保険料(事務費)には50%以内の国庫補助があります。
  - ※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.179% (新規加入で、補償限度80%を選択した場合。50%の国庫補助後)で自動車保 険と同様に、保険金の受取実績に応じて、保険料率が変動します。
  - ※ 積立金は自身のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。
  - ※ インターネット申請や自動継続特約をする方は、付加保険料(事務費)が割引となります。

#### インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合

新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

- ※ インターネット申請のみの場合: 新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引 自動継続特約のみの場合: 新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引
- ★ 収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入します。
  - ※ 現在、当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、<u>最初の2年間、収入保険と野菜価格</u> 安定制度を同時利用することができます。(令和3年から同時利用されている方は最初の3年間、同時利用が可能)

#### 【お問合せ先】

- 最寄りの農業共済組合、全国農業共済組合連合会(TEL:03-6265-4800)
- 農林水産省経営局保険課(TEL:03-6744-7147)

## \ スマホで収支内訳書が作れます!! /

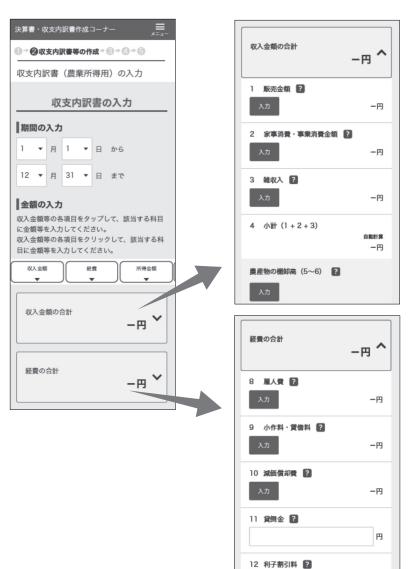
作成コーナー

## 収支内訳書の作成は、国税庁ホームページの 「確定申告書等作成コーナー」が便利です!



## 【入力画面見本】

※画面イメージは、実際の画面と異なる場合があります



画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、 収支内訳書や申告書が 作成できます。

また、自動計算される ため、計算誤りがあり ません。



○作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン(またはICカードリーダライタ)を用意すれば「e-Tax(電子申告)」を利用して提出できます。

円

○詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

# 動計算

# 確定申告は



# 【 【 】 、 からできます!

## step 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー





▶ 対応ブラウザを確認

iPhoneの方





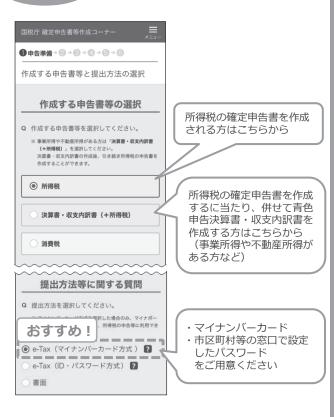
Androidの方

※上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください

作成前に申告書作成の 流れを確認!



## step2 提出方法の選択



⚠ 「ID・パスワード方式」を選択された方へ

ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、 お早めにマイナンバーカードの取得をお願い します

## step3 収入・控除等の入力

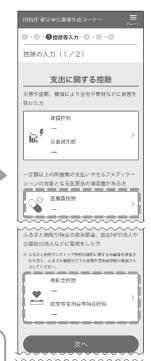
■面の案内に沿って該当項目に入力します

収入等の入力

控除等の入力



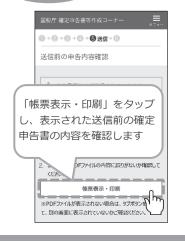
「ここまでの入力内容を保存」 からデータ保存ができます →再開する場合は、step 1 の 画面で「保存データ利用」 を選択してください



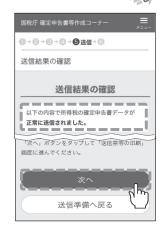


国税庁 法人番号7000012050002

## step 4 申告内容の事前確認・送信

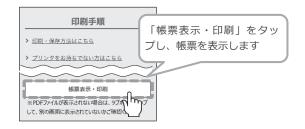






## step 5 申告書を送信した後の作業・申告書データの保存

申告書の控(帳票PDF)の保存



保存・確認方法の詳細はこちらから





iPhoneの方

Androidの方

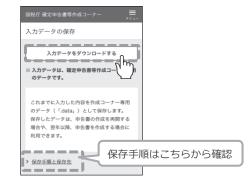
● 入力した申告書データ(.data)の保存

## 保存データの活用

申告書データを保存しておくと、 来年以降の申告書作成の際に 利用することができます







## ◎動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内!



確定申告



- 医療費控除
- ・マイナンバーカード を利用したe-Tax

など

## ◎チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用 した「税務職員ふたば」が回答!





ご利用には別途通信料がかかります。

動画

このチラシには開発中の適面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。
iPhone、Safariの名称及び口ゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。
Android、Google Chrome の名称及び口ゴは、Google LLC の商標または登録商標です。

R5.8